

日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱

2007年（平成19年）4月20日
2022年（令和4年）2月18日改訂
日本弁護士連合会

男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」（男女共同参画社会基本法前文）と位置付けられており、「社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくこと」（男女共同参画社会基本法前文）が求められている。

当連合会は、2002年（平成14年）5月24日に開催された第53回定期総会において、「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を採択したが、当該決議の提案理由では、「本来、弁護士会は、弁護士の強制加入団体として法曹界の重要な一翼を担うものであり、弁護士会における男女共同参画の実現なくして男女共同参画社会の実現はありえない。また、人権擁護と社会正義の実現を標榜する弁護士の集団である弁護士会こそ、両性の平等という憲法の理念を実現すべく、男女共同参画を積極的に推進し、社会のモデルとなるべきである。」と宣明している。

そこで、憲法、国際人権規約や女性差別撤廃条約等の条約及び男女共同参画社会基本法にしたがって、当連合会における男女の人権の確立及び男女の実質的な平等を図るとともに、ジェンダー（社会的性別）に基づく性別役割分業意識・固定観念・偏見を排除し、女性会員の積極的な政策・方針決定過程への参画の拡大を実現するために、当連合会は以下の日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱（以下「本大綱」という。）を定める。

1 目的

本大綱は、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立及び国際的協調という男女共同参画社会基本法に定められた基本理念（以下「男女共同参画社会基本法基本理念」という。）にのっとり、当連合会及び当連合会会員の責務を明らかにするとともに、当連合会における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2 当連合会の責務

当連合会は、男女共同参画社会基本法基本理念にのっとり、当連合会における男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

3 会員の責務

会員は、男女共同参画社会基本法基本理念にのっとり、当連合会における男女共同参画の推進に寄与する責務を有する。

4 女性会員の政策・方針決定過程への参画の拡大

当連合会は、当連合会における政策・方針等の立案及び決定過程に女性会員が積極的に参画することを実現するため、「国際社会において、2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることも踏まえ、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。」「さらに、その水準を通過点として、男女が社会の対等な構成員として政策・方針決定過程に共同して参画する機会が確保され、女性の参画拡大が継続的に進展するよう取組を進め、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。」との政府目標を踏まえ、当連合会における政策・方針決定過程に関する組織等に占める女性会員の割合につき、実情に即して5年ごとに当連合会の目標を定め、その実現へ向けた施策を講じる。

5 定期総会決議に基づく具体的取組

当連合会は、第53回定期総会において採択された「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」の具体化についての取組を行う。

6 施策の策定等に当たっての基本理念の反映

当連合会は、当連合会における男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し又は実施するに当たっては、男女共同参画社会基本法基本理念を反映させる。

7 会員の理解を深めるための措置

当連合会は、当連合会における男女共同参画を推進するために、広報活動、研

修等を通じて、男女共同参画社会基本法基本理念に対する会員の理解を深めるよう適切な措置を講じる。

8 調査研究

当連合会は、当連合会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究、司法の分野における性差別に関する調査研究その他本会における男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行う。

9 国際的に確立された理念の実現、尊重のための措置

当連合会は、当連合会における男女共同参画の推進に関する施策を、国際人権規約や女性差別撤廃条約等の、国際的に確立された理念を実現し又は尊重するものとするため、国際機関との情報の交換その他必要な措置を講じる。

10 弁護士会への支援措置

当連合会は、各弁護士会においても男女共同参画の推進に関する施策が実施されるように、各弁護士会に対して情報の提供その他の必要な措置を講じ、各弁護士会が男女共同参画の推進のために行う施策及び活動を支援する。

11 制度上の措置等

当連合会は、当連合会における男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な制度上の措置又は財政上の措置その他の措置を講じる。

特に、副会長及び理事における女性割合の改善については、第4項の目標を踏まえて当連合会独自の間目標を定め、その施策を確実に実行するための制度を構築するとともに、その実現のための環境整備に努める。

12 男女共同参画推進基本計画の制定

当連合会は、当連合会における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するために、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（男女共同参画推進基本計画）を定める。

13 施策の策定及び実施状況の報告

会長は、毎年、定期総会等において、当連合会における男女共同参画の推進に関する施策についての策定状況及び実施状況の年次報告を行う。

14 男女共同参画推進本部の設置

当連合会は、当連合会における男女共同参画の推進を組織的横断的に行うため、会長を本部長とする男女共同参画推進本部を設置する。